

若者の歓声溢れる山形を創る決定打はこれだ。

地方はいま、人口減少と、所得の低迷で、深刻な不況に陥り、不安と焦燥が広がっている。その原因は、広い土地があるのに、多様な産業に使わせない土地利用政策の誤りによるものである。その是正を図れば、人口と所得を増やし、夢輝く若者の歓声溢れる豊かなふるさと山形を、容易に創ることができる。その決定的対策を明示し、県民に、希望と、将来の発展に、明るい展望と確信を持っていただくものである。

第一、県民は、まず、自分に、巨大な資産があることを、知らなければならない。

人口1,360万人集積の、首都東京都の全面積21万 km^2 に匹敵する広大な土地がある。これは県民の資産で、県民の豊かな生活の確保に活用できるものである。現在は活用されていない。県土の平坦な土地35万 km^2 の85%、30万 km^2 を農業振興地域に指定し、その25%、7万 km^2 しか農業に使っていない。その余の23万 km^2 の広大な土地を、多様な産業に使うのを禁止している。これは**違法不当な誤った規制**で、この規制を解除し、有効に活用すれば、いっきに人口も所得も倍増し、夢輝く若者の歓声溢れる山形を構築できるものである。

県民は、まずこの巨大な産業基盤があることを知り、その活用に重大な関心を持つこと。

これがすべての出発点である。(別紙「農振で、仕事をつくる土地が無い」参照)

第二、この土地の存在は、当然に、県民に報せるべきものであったが、あまりにも大きな「不都合な真実」のために、その批判を恐れて、その存在が、秘匿されてきたものである。

農業は総生産の構成で3%の産業である。この農業にと、超過大な30万 km^2 の土地を農振地指定をしていることそれ自体が問題である。さらにその25%しか農業に使わず、23万 km^2 の広大な土地を遊休農振地のまま、あらゆる産業の立地を排除していることは、とんでもないことである。これは、あまりにも「大きな不都合な真実」であるがゆえに、この規制に寄生する政治家によって、その存在が秘匿されているものである。県民は、自らの資産の開放活用に、政治家と役人まかせでなく、主体的役割を果たさなければならない。

第三 半世紀にわたり米の作付を禁止してきた「減反農地3万 km^2 」を、新産業都市構築に開放すること。これにより人口と所得を倍増できる。

3万 km^2 は、遊休農業振興地域の7分の1に過ぎないが、全県全宅地3万 km^2 と同等面積で、これを新産業用地に活用することで、県土面積93万 km^2 の宅地率6%になり、全国の宅地率6%並になるもので、当面の政策目標となる。

第四 山林原野の農業振興地域指定は、農振法関係通達に違反する違法な誤った指定であった。全面的に解除し、多様な産業用地に開放すること。

山林原野18万 km^2 の農振指定は、農振法ガイダンス通達(略称)で「農振指定に適しない土地」と定められている土地である。その農振指定は行き過ぎであり、無用の規制であった。これを解除し、山、水、温泉等の資源と組み合わせ、観光をはじめ、あらゆる産業の立地に総合産業資源として活用すること。

第五 県都山形市の市街化区域 10%は、あまりにも狭い。当面 20%に拡大して、県都の発展をはかること。

首都圏の市街化区域は 70%である。山形市の市街化区域は、規制に寄生する政治家により抑制されてきた。線引き制度の廃止が望ましいが、当面市街化区域 20%を目安に、都市の拡大を図れば、あらゆる産業への波及効果は巨大となる。佐藤山形市長の、土地利用規制を見直して人口五万人増やす公約も、早期に実現でき、県民の熱烈な支持支援を確保できる。

第六 首都経済圏との一体化のため、高速交通網の整備促進を図ること。

高速道路、フル規格新幹線、航空路の整備は重要である。この工事に政治家の介入を排除すれば、促進される。やる気があれば一気にできるものである。

また、高速道インター周辺は産業都市構築の適地である。その活用をはかること。

第七 道路は、道路の種別と管理者による利用規制を撤廃し、「産業の動脈」として、沿道の土地その他の資源の立体的活用ができる「総合産業道路」の視点で活用させること。

農道、林道の沿線には、産業施設や住宅の立地を禁止している。反面、沿道に耕作放棄地が広がってきた。すべての道路を、「産業の動脈の産業道路」として、沿道に産業施設と居住施設も集積すること。これにより人口も増え、耕作放棄地も無くなる。

第八 補助金活用の産業施設の多角的総合産業施設、高機能のコンパクト施設化をはかること。

道の駅、国際会議場、物流施設にも職員の宿舎やホテル、診療所の併設がのぞまれている。スポーツ、教育、福祉、医療、宿泊、商業等の施設を、適宜に組み合わせた総合産業施設の立地活用を考慮するべきである。縦割り政治行政による利用目的別立地規制を改めること。

第九 福祉施設の、行政区域にこだわる入所規制を撤廃し、広域的運用ができるものにする。首都圏の巨大な需要に、地方が適切に対処できる。

福祉施設に限らず、あらゆる施設の利用について、行政区域による規制を見直し、選択の余地を拡大すること。

第十 役人の意識を、国民の全体の奉仕者としての原点の再確認をはかること。

産業資源は、県民の資産である。役人がそれを私物化して、「開発許可は俺がする。そう簡単には許可しないよ」と賄賂を求めて失脚した役人の轍を踏ませないこと。

反面、人口と所得の増加に貢献した役人が、適切に評価される制度を設け、運用の強化を図ること。真面目な職員が確実に評価されなければならない。